

兵庫県公報

平成29年6月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

- 1 普通県営住宅の借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 3団地 5戸
普通中層耐火住宅 5団地 7戸
- 2 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	鈴蘭台第4住宅	神戸市北区南五葉1丁目	1戸
	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	2戸
普通中層耐火住宅	上高丸住宅	神戸市垂水区上高丸2丁目	1戸
	明石舞子住宅	明石市松が丘2丁目	1戸
	明石舞子住宅	明石市松が丘4丁目	2戸
	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	1戸

- 3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 1団地 10戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第33号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から3の項までを次のように改める。

1 から 3 まで	削除
--------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款97の項及び98の項を次のように改める。

97 及 び 98	削除
--------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款100の項及び101の項を次のように改める。

100 及 び 101	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款105の項及び106の項を次のように改める。

105 及 び 106	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款108の項及び109の項を次のように改める。

108 及 び 109	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款111の項から114の項までを次のように改める。

111 か ら 114 ま で	削除
--------------------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

137	29	6	46	鈴蘭台第4住宅	神戸市北区南五葉1丁目	10階建	1	0.6405	43,800
138	29	6	48	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	20階建	1	0.7207	57,700
							1	0.7207	58,200

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項から5の項までを次のように改める。

1 か ら 5 ま で	削除
----------------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

91	29	6	41	上高丸住宅	神戸市垂水区上高丸2丁目	5階建	1	0.5456	37,200
----	----	---	----	-------	--------------	-----	---	--------	--------

92	29	6	42	明石舞子住宅	明石市松が丘2丁目	5階建	1	0.4030	42,800
93	29	6	44	明石舞子住宅	明石市松が丘4丁目	5階建	1	0.3545	41,600
							1	0.3997	41,500
94	29	6	55	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	5階建	1	0.6808	49,100

附 則

この規則は、平成29年6月20日から施行する。